

〔第24回〕

高齢者福祉施設の火災と消防法令の強化(8)

スプリンクラー設備を設置することを要しない構造(3)

基準面積が1,000㎡以上のもの

規則第12条の2第1項第2号は、「基準面積」が1,000㎡以上の「(6)項口等」について、スプリンクラー設備の設置が不要となるための条件を示したものである。

第22回で述べたように、規則第12条の2は、平成19年6月に、長崎県大村市のグループホーム火災を受けて令第12条第1項第1号(当時)が改正され、高齢者福祉施設等に関するスプリンクラー設備の設置基準面積が「延べ面積」1,000㎡以上から275㎡以上に強化された時に、同時に追加されたものである。それまでは規則第13条しかなかったため、その当時(上記改正の施行日は平成21年4月1日)までに建設された「延べ面積」1,000㎡以上の高齢者福祉施設等については、スプリンクラー設備の設置免除を受けようとするなら、当然規則第13条第1項(当時)の適用を受けることになっていた。このため、「延べ面積1,000㎡以上」と「基準面積1,000㎡以上」との違いはあるが、規則第12条の2第1項第2号の規定は、表1に見るように、基本的には現行の規則第13条第2項(当時は第1項)に類似した規定となっている。違っているのは、以下の①～④である。

- ① 規則第13条第2項(以下、**A**という。)が主要構造部を耐火構造とした階の部分を対象としているのに対し、規則第12条の2第1項第2号(以下、**B**という。)は主要構造部について特に限定していないこと。
- ② スプリンクラー設備の設置免除対象として、**A**が耐火構造の壁及び床で区画された階の部分を対象としているのに対し、**B**は「同号に基づいて設置された区画を有する防火対象物」を対象とし

ていること。

- ③ **A**がスプリンクラー設備の設置免除対象全体を区画するのに対し、**B**は「居室」のみを区画することとしていること。
- ④ 対象となる部分の面積要件として、**A**が区画された部分の床面積(10階以下の階にあっては200㎡以下)を要件としているのに対し、**B**は「区画された部分すべての床の面積(200㎡以下)」を要件としていること。

このうち①については、建基法第27条第1項第2号の規定により2階の床面積が300㎡以上となる「(6)項口等」は「耐火建築物等」としなければならないため、**B**の適用対象となるもので「耐火建築物等」に該当しない可能性があるのは平屋建てのものに限られるためだろう。

②～④については、「(6)項口等」の場合、耐火構造の壁及び床で区画し**B**の要件に適合した「居室」を有する防火対象物(複合用途防火対象物の場合は「(6)項口等」の部分)については、居室以外の部分が区画されていなくても、全体としてスプリンクラー設備の設置が免除される」としたことから、**A**と異なる規定ぶりとなったものである。特に④については、「区画された部分の床面積の合計が200㎡以下」でなく、「区画された部分それぞれの床面積がすべて200㎡以下」であることを要求しているので注意が必要である。

居室が避難階のみにあり容易に避難できるもの

「(6)項口等」については原則としてスプリンクラー設備を設置しなければならないこととされたが、入居者等の利用に供する居室が避難階にしかなく、かつ、容易に避難できる構造等を有していれば、ス

「(6)項口等」でスプリンクラー設備を設置することを要しない構造のうち、基準面積が1,000㎡以上のものと、入居者等の利用に供する居室が避難階のみにあって容易に避難できるものについて解説する。

スプリンクラー設備を設置しなくても同等の防火安全性が確保できる場合があるのではないか、という考えて設けられたのが規則第12条の2第2項である。

まず、第2項本文を見てみよう。対象となるのは次の3つの要件を満たすものである。

① 用途が令別表第一(6)項イ(1)及び(2)並びに口であること

これは、よく見ると、第1項と違って「(16)項イ並びに(16の2)項に掲げる防火対象物」が含まれていない。複合用途防火対象物や地下街に「(6)項

表1 スプリンクラー設備の設置を要しない構造に関する規則第12条の2第1項第2号と規則第13条第2項第1号の比較

根拠条文		規則第12条の2第1項第2号	規則第13条第2項第1号
用途・規模等		・(6)項イ(1)及び(2)並びに口等 ・基準面積1,000㎡以上	・(2)項、(4)項及び(5)項口等以外
主要構造部		—	耐火構造
対象となる部分		以下により設置される区画を有する防火対象物	地階・無窓階以外の階の部分で耐火構造の壁及び床で区画された部分のうち以下に該当するもの
区画すべき室		居室	—
区画する壁及び床の構造		耐火構造	同左
壁及び天井の内装仕上げ	避難路となる廊下等	準不燃材料	同左
	その他の部分	難燃材料	同左
区画する壁及び床の開口部の面積	合計	8㎡以下	同左
	1の開口部	4㎡以下	同左
開口部に設ける防火戸		特定防火設備である防火戸 ・防火シャッターは使用不可(廊下と階段とを区画する部分のみ可) ・自動閉鎖装置付き又は ・煙感知器連動閉鎖式(避難路に設けるものは、大きさ75cm×1.8m以上、下枠高さ15cm以下、自動閉鎖式の部分を有すること)	同左
出入口以外の開口部		鉄製網入りガラス入り戸でも可 ・二方向避難可能な部分に設置 ・開放型の通路に面する ・合計面積4㎡以内	同左
対象となる部分の面積の要件		区画された部分全ての床の面積が200㎡以下	区画された部分の床面積が 10階以下の階：200㎡以下 11階以上の階：100㎡以下

イ(1)及び(2)並びにロ」の用途の施設がある防火対象物は、この免除規定の対象にはならない、ということである。

② 入居者等の利用に供する居室が避難階にのみ存すること

これは、規則第12条の2第1項第1号ロただし書きと同様の考え方である。避難者が避難階にいれば避難しやすい、ということだろう。

③ 延べ面積が100㎡未満のもの(前項第1号に定めるところにより設置される区画を有するものを除く。)

「延べ面積が100㎡未満のもの」というのは、小規模なら避難しやすいだろう、ということとわかりやすい。

見逃しがちなのは、その後の括弧書きである。規則第12条第1項第1号に定めるところにより、準耐火構造の壁及び床で区画し、内装制限をし、区画する壁及び床の開口部については面積制限をして所定の防火戸を設置し、100㎡以下に区画して区画内の居室を3以下にすれば、「延べ面積が100㎡未満のもの」でなくても、スプリンクラー設備の設置免除対象になりうる、と言っているのである。第23回の表(4月号30ページ)はこの点に触れていないので、不完全だったかもしれない。

以上の3つの要件を満たす対象物について、スプリンクラー設備の設置を免除する要件は、2種類示されている。

1つは内装制限である。規則第12条第2項第1号に「前項第1号ロ本文の規定の例によるもの」とあるのがそれである。上記①～③の要件を満たすものであって、同条第1項第1号ロ本文の規定に従い、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを原則として難燃材料でし、地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料ですれば、スプリンクラー設備は設置不要だとしているのである。延べ面積が100㎡未満の小規模なものだけでなく、100㎡未満に区画したものでも設置免除になることがあるので留意する必要がある。

もう1つは入居者等の避難に要する時間が火災

表2 避難時間によるSP免除制度適用のための構造等の要件

区画する室	居室
区画する構造	柱、床及び天井等
居室の出入口	自動閉鎖式の戸
自火報の感知器	原則として煙感知器
居室からの避難	入居者等の利用に供する居室に、火災発生時に当該施設の関係者が屋内及び屋外から容易に開放できる開口部※を設置
最終避難経路の確保	※は、道又は道に通ずる幅員1m以上の通路等に面すること
避難障害	※は、幅・高さ・下端の床面からの高さ等の形状が、入居者等が内部から容易に避難することを妨げないこと
二方向避難	入居者等の利用に供する居室から2以上の異なった避難経路を確保

発生時に確保すべき時間を超えないものである(規則第12条の2第2項第2号)。

表2の要件を満たすものについては、入居者等の避難に要する時間を計算し、その時間が火災発生時に確保すべき時間を超えなければ、スプリンクラー設備の設置を要さないとしている。

表2では、区画すべき室は「居室」であり、居室以外の室は対象外である。また、区画する構造や材料については特に定められておらず、居室の出入口の戸は自動閉鎖式であることを要求しているが、防火戸であることも不燃性であることも要求していない。

居室に戸がないと煙を閉じ込めることができないので認められないが、この種の施設に普通に設置されている自動閉鎖の吊り戸があれば、一定時間は煙を閉じ込められるのでよいことにしよう、ということだろう。その分、火災発生時に確保すべき時間は短くなるが、それより早く避難できれば最低限の安全は確保できる、という考えに違いない。

避難時間の計算方法や火災発生時に確保すべき時間等については、消防庁長官が定めているが、その内容については次回説明する。